

レスポンシブル・ケア コード

初版作成日: 2002. 4. 1

改訂日 :

Ver. No : 1. 0

一般社団法人 日本化学工業協会

レスポンシブル・ケア委員会

緒言

1. “レスポンシブル・ケア”と事業者責務

“レスポンシブル・ケア”とは、「化学物質を製造し、または取り扱う事業者が、自己決定・自己責任の原則に基づき、化学物質の開発から製造、流通、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ライフサイクルにわたって、環境・安全・健康を確保することを経営方針において公約し、環境・安全・健康面の対策を実施し、改善を図っていく自主管理活動」である。

また、この活動は、事業者が化学物質の全ライフサイクルにおいてそれぞれの関与する段階以降の環境・安全・健康を配慮し、日常の事業活動において必要な対策を実施するものである。

(一般社団法人)日本化学工業協会は、レスポンシブル・ケアの意義と重要性を認識し、これを積極的に推進・実行するとともに、それぞれの事業者の実行を支援する。

2. 国際的位置付け

1992年に開催された国連環境開発会議(UNCED)において「アジェンダ 21:持続可能な開発のための人類の行動計画」が採択されたが、その第 19 章「有害かつ危険な製品の不法な国際取引の防止を含む有害化学物質の環境上適性な管理」の中で、企業に奨励されるべきこととしてレスポンシブル・ケアを進展させることが明示され、第 30 章「産業界の役割強化」の中でも産業界の自主的活動であるレスポンシブル・ケアの実施が「アジェンダ 21」の実現のため有意義かつ重要な役割を果たすものとして評価されている。

更に、1994年にアジェンダ 21 第 19 章に関する政策を具体化するために開催された第1回化学物質安全政府間フォーラムにおいて国連環境計画(UNEP)で策定された「化学物質の国際取引に関する倫理規範」が優先的実施事項として決議されたが、その倫理規範においてもレスポンシブル・ケアは倫理規範の実行に代わりうる活動として認められている。

このようにレスポンシブル・ケアは、産業界による国際的広がりをもった自主的活動であることにとどまらず、各国政府を含め、国際連合をはじめとする国際機関が広く認知する活動として国際社会の中で位置付けられている。

レスポンシブル・ケアコードの概要

1. 目的

このコードは、化学物質を製造し、または取り扱う事業者(以下「事業者*」という。)が「環境・安全*」に関する日本化学工業協会方針」に基づき、レスポンシブル・ケアを実施する際の基本的実施事項を定めたものであり、もって化学物質の総合安全管理が促進され、人の安全及び健康並びに環境の保護がより一層確保された社会の実現に資することを目的とする。レスポンシブル・ケアコードは、具体的には以下に示す7つのコードから構成され、各コードの目的は以下に示す通りである。

〔マネジメントシステムコード〕

本コードは、レスポンシブル・ケア実施のためのコードの一つであり、環境保全、保安防災、労働安全衛生、物流安全、化学品・製品安全、社会との対話の各活動をシステムとして統合的に運用することにより、環境・安全・健康の継続的向上を有効かつ効率的に推進することを目的とする。

〔環境保全コード〕

本コードは、レスポンシブル・ケア実施のためのコードの一つであり、事業活動に伴い大気、水、土壌に排出されるすべての化学物質の排出量並びに廃棄物の発生量を継続的に低減させることにより、その事業に関心を持つか、またはその影響を受ける個人及び団体の環境・安全・健康の向上と彼らの関心に応えることを目的とする。

〔保安防災コード〕

本コードは、レスポンシブル・ケア実施のためのコードの一つであり、事業場の火災、爆発、及び化学物質流出事故を防止することを目的とする。

〔労働安全衛生コード〕

本コードは、レスポンシブル・ケア実施のためのコードの一つであり、従業員の協力の下に、労働災害の撲滅、潜在的危険性の低減、健康増進と快適な職場環境の形成を促し、もって事業場の安全衛生水準の向上を図ることを目的とする。

〔物流安全コード〕

本コードは、レスポンシブル・ケア実施のためのコードの一つであり、事業場の従業員、輸送業者、集配業者、請負業者、並びに環境に及ぼす化学品の流通時のリスクを軽減することを目的とする。

〔化学品・製品安全コード〕

本コードは、レスポンシブル・ケア実施のためのコードの一つであり、製品の全ライフサイクルに渡ってリスク管理を図ることにより、全ての利害関係者*の環境・安全・健康を推進することを目的とする。

〔社会との対話コード〕

本コードは、レスポンシブル・ケア実施のためのコードの一つであり、製品の全ライフサイクルに

わたる環境・安全・健康に係わる情報を地域社会に提供すると共に、従業員並びに一般市民に対する環境・安全・健康に関する正しい知識の普及に努め、一般社会の関心事に適切に対応することを目的とする。

2. コードの適用に際しての基本的考え方

本コードは、現在考えられるレスポンシブル・ケア活動の理想的な姿を描いています。本コードの適用に当たっては、各企業の規模、状況に応じ、目標を段階的に設定し、順次これをクリアし、継続的向上を目指すことが、レスポンシブル・ケアの継続的改善の基本原理に合致するものと思います。各企業におかれては、この点を十分考慮し、本コードを活用して頂きたい。

1) 国内外の動向に配慮しつつ、科学的事実と科学的方法論を基礎として活動する。

総合安全管理の現状を評価し改善を進めるにあたっては、あくまで科学的事実と科学的方法論に基づくことが基本であり、その正当性が理解されるよう努力することが必須である。一方、レスポンシブル・ケアが社会的に認知され信頼を得るためには、国内外の動向にも配慮することが重要である。

2) 環境・安全・健康に関する国際水準を確保する。

レスポンシブル・ケアが国際活動であることから、我が国における現状およびそれぞれの事業実態等を踏まえつつ、国際的動向も視野において欧米の企業に比して遜色のない水準を確保するよう努力する。

3) 化学物質の総合安全管理が過去より現在、現在より将来と少しでも向上するよう計画的・継続的に実施する。化学物質の開発から廃棄に至る全ライフサイクルについて環境・安全・健康を確保するための管理の現状を評価し、既に国際的水準を達成している事項についてはその水準を維持し、未達と思われる事項については着実にその水準を向上させる継続的な改善努力が重要である。

3. 本コードとISO等の国際的規格との関係

本コードは、様式的にISO14001に準じて作成されており、内容的にもISO14001並びに(旧)労働省の「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」、OHSAS18001等の労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の要求事項を考慮して作成されている。本コードは、環境保全、労働安全衛生だけでなく、保安防災、物流安全、化学品・製品安全、社会との対話を含む幅広い領域をカバーしているが、これは環境に関するISO14001の管理システムをその他の領域まで拡大したものである。従って、環境に関する部分は、ISO14001と本質的に同一であり、矛盾するものではない。労働安全衛生に関する、(旧)労働省の指針、OHSAS18001等との関係も同様である。レスポンシブル・ケアマネジメントシステム構築のツールの一つとして、これら国際規格を位置付けて頂きたい。

4. 適用範囲

このコードは、レスポンシブル・ケアを実施する事業者*に適用する。またレスポンシブル・ケアを実施する事業者は、事業活動を通じレスポンシブル・ケア活動の普及を推進し、事業者間でお互い情報を交換し、レスポンシブル・ケアのレベル向上に努めるものとする。

5. 用語の定義

事業者*とは、化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業者を意味する。即ち、化学物質の全ライフサイクルの各段階で関与する全ての事業者を対象としている。具体的には、化学物質の製造者、商社等の販売業者、輸送・集配・保管等を行う物流業者、化学物質を原料として使用・取り扱う使用者、廃棄物処理業者等をいう。また、事業者とは、実質的にその組織を統括、管理する責任を負う者を意味し、企業にあつては社長、事業場にあつては事業場長、工場にあつては工場長を意味する。また、場合によっては複数者から構成される最高経営層、経営層を意味することもある。

環境・安全*とは、安全の中に健康を含むものとし、環境・安全・健康と同じ意味を有するものとする。

利害関係者*とは、基本的にその事業に関心を持つか、その影響を受ける人及び団体という一番広い定義とするが、その具体的範囲については、各事業の規模と性格及び状況により適宜判断されたい。

レスポンシブル・ケアマネジメントシステムとは、レスポンシブル・ケア活動、即ち、環境保全、保安防災、労働安全衛生、物流安全、化学品・製品安全、社会との対話の6つの分野に係わる環境・安全・健康に関する活動を組織が行うに際して、これらの活動を統合的に一つの管理システムとして運用するための仕組みをいう。

レスポンシブル・ケアマニュアルとは、マネジメントシステムの核となる要素の具体的内容及びそれらの相互関係を示した文書であり、レスポンシブル・ケアマネジメントシステムを運用するに際して、基準となる文書である。手順書、指示書等レスポンシブル・ケア活動に係わるあらゆる文書はこのレスポンシブル・ケアマニュアルと関係づけられねばならない。

手順とは、5W(Who, When, Where, What, Why), 1H(How)を意味する。最低限、誰が(Who)、いつ(When)、何をするか(What)が規定されていることが必要である。

方針とは、事業者により示された活動の方向であり、複数の方向性が示される場合がある。いわゆる課題と表現されるものも方針の一種とみなされる。またブレークダウンされた課題は、目標、または計画の名称と見なされる場合がある。

目標とは、一定の期限内に到達すべき点を意味する到達すべき点は出来る限り定量的であることが後の評価のために必要である。

計画とは、本コードでは Program を意味する。計画を構成する基本的要素として、誰(Who)が実施責任を持つのか、いつまで(When)に実施するのか、何(What)を実施するかという具体的活動内容があり、これらは明確にされている必要がある。

不適合とは、誤使用、ニアミス、規則違反、クレーム等、基本的には作業標準、慣行、手順、規則、計画のパフォーマンス等からのいかなる逸脱をも含むが、その範囲については各事業者で適宜判

断されたい。

パフォーマンスとは、マネジメントシステムの測定可能な結果であり、測定可能であれば、マネジメント活動そのもの及びその結果得られたものを含む。

リスクとは、危険な事象が起こる確立と、その結果もたらされるダメージの組み合わせで表される危険性の程度、大きさを言う。

リスクアセスメントとは、リスクの大きさを評価する全体的プロセス。

マネジメントシステム コード

初版作成日:2002. 4. 1

改訂日 :

Ver. No :1. 0

一般社団法人 日本化学工業協会

レスポンシブル・ケア委員会

〔マネジメントシステムコード〕

1. 方針

1) 事業者は、環境・安全に関する日本化学工業協会の基本方針を盛り込んだ、環境・安全・健康に関する方針を示し、レスポンシブル・ケア活動へのリーダーシップを発揮する。方針は、以下の約束を含むものとする。

(1) 国際規則、国内関係法令、事業場規程等の適切な規則、法律の遵守の約束。

(2) 環境・安全・健康の継続的改善の約束。

(3) 海外事業において、現地の状況を考慮した上、環境・安全・健康に関して国内に準ずる対応を行う約束。

また、下記の事項を満足するものとする。

(4) 文書化され、すべての従業員へ周知される。

(5) 一般の人が入手可能である。

(6) 方針の策定に際しては、過去の活動実績を考慮する。

(7) 方針は、定期的に見直される。

2. 危険・有害要因の特定、リスクアセスメント及びリスク管理手段の決定

1) 事業者は、事業活動(事業場内の設備・機械、プロセス、化学物質、廃棄物、作業、工事、及び事業場外での輸送・流通等)及び製品・サービスが環境・安全・健康に及ぼす危険・有害要因を、製品の開発から取扱、使用、リサイクル、最終消費、廃棄に至るまでの範囲で特定し、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づきリスク管理手段を決定する手順を確立し、維持する。また、リスクアセスメントの結果は定期的に見直し、常に最新のものに更新する。

3. 法的及びその他の要求事項

1) 事業者は、事業活動が関係する環境・安全・健康に係わる全ての法的要求事項、及び基準・規程等の事業場の要求事項を特定し、参照する手順を確立し、維持する。

(1) 特定の手順には、UNEP倫理規範、貿易管理令(PIC)等の国際的規約・規範、手続き、及び輸出相手国の分類、表示を含めた法規制への対応を含むものとする。

(2) 特定の手順は、特定した結果を常に最新のものに更新することを含むものとする。

4. 目標

1) 事業者は、環境・安全・健康に関する方針を踏まえ、文書化された環境・安全・健康の目標を組織の各部門、各階層において設定する。

(1) 目標は、具体的なものとし、出来る限り定量化する。

(2) 法的及びその他の要求事項を考慮する。

(3) 目標の設定に際しては、過去の活動実績を考慮する。

(4) 目標は、定期的に見直しを行うものとする。

5. 計画

1) 事業者は、環境・安全・健康の目標を達成するため、具体的活動内容を規定した計画を策定する。

(1) 計画は、継続的改善と目標達成のため、部門、階層毎の責任を明確にする。

- (2)計画は、目標達成のための手段、日程を明確にする。
- (3)計画は、定期的、及び設備・機械の導入、新規化学物質の導入、新規事業開始等、事業場の活動が変化した場合、見直しを行うものとする。

6. 体制の整備

- 1)事業者は、経営トップと直結した社内横断的な推進体制を整備する。なお、推進体制は、事業規模と事業の性格に見合ったものとする。
- 2)事業者は、レスポンシブル・ケアの担当役員、及び体制内の各部門、各階層の責任者を任命し、その役割、責任及び権限を明確にする。
- 3)事業者は、レスポンシブル・ケアの実施に必要な経営資源(資金及び要員)を確保する。
- 4)事業者は、事業活動に関わる協力業者(資本的な関係会社、下請け、業務委託業者等)に対して、自社のRC推進体制に組み込むか、または別の体制として連携関係を明らかにする等、彼らの体制整備の支援を行う。

7. 教育・訓練

- 1)事業者は、レスポンシブル・ケア活動推進に必要な教育・訓練を特定し、従業員及びその他の利害関係者に対して、本人の素養・能力並びに業務内容に応じて、教育・訓練及びその支援を行う手順を確立し、維持する。
 - (1)教育・訓練の手順は、教育・訓練の効果を評価、記録、再教育する手順を含むものとする。
 - (2)教育・訓練の手順は、新たな業務に従事する前の教育・訓練、計画的な教育・訓練、特別の職務に必要な教育・訓練、新規情報伝達のための教育・訓練を含むものとする。
 - (3)教育・訓練は、従業員がレスポンシブル・ケアの重要性を自覚できるようにする。

8. コミュニケーション

- 1)事業者は、従業員及びその他の利害関係者(協力業者、物流業者、廃棄物処理業者、顧客、消費者、地域住民、行政、メディア、学校、NGO、NPO、一般社会等)に情報を伝達し、かつ彼らの意見を収集する手順を確立し、維持する。

9. 文書化及び文書管理

- 1)事業者は、レスポンシブル・ケアマネジメントシステムの構築及び実施に必要な文書を特定し、整備すると共に、利害関係者が最新版を利用できるように、文書を管理する手順を確立し、維持する。
 - (1)文書管理の手順は、文書保管の責任者の規定等、文書保管の手順を含むものとする。
 - (2)文書管理の手順は、文書改定の時期、責任者による承認等、文書改訂の手順を含むものとする。
 - (3)文書管理の手順は、文書廃棄の手順を含むものとする。
 - (4)マネジメントシステムの核となる要素及びそれらの関係を示す文書を整備する。
 - (5)レスポンシブル・ケアに係わる文書の全体的関係を示す文書を整備する
 - (6)その他の管理システムとの関係を示す文書を整備する。

10. 運用管理

- 1) 事業者は、策定された計画、が適切に実施、運用されるよう、各種基準を含む運用基準を整備する。
- 2) 事業者は、目標を達成する為の活動、及び日常的に行われる活動が適切に実行されるよう計画する。

11. 緊急事態への対応

- 1) 事業者は、事故、災害等の緊急事態が発生する可能性とそれが発生した場合の従業員や地域住民、環境に及ぼす影響について事前に評価し、その結果に基づき、事故、災害等の緊急事態に対応する手順を確立し、維持する。

12. 点検・監視

- 1) 事業者は、レスポンシブル・ケアの実績を定常的に点検・監視する項目を特定し、点検・監視する手順を確立し、維持する。またデータを解析し必要に応じて改善を行う。
 - (1) 点検・監視する手順は、点検・監視すべき項目として、計画の進捗状況、目標の達成度合い、事故、災害、疾病、不適合(故障、誤使用、ニアミス、苦情等)の発生状況、法的要求事項・事業場内要求事項の遵守状況、及び監視機器の校正とその記録の保管を含むものとする。
 - (2) 点検・監視結果は、「実施報告書」としてまとめ、監査等に提出するものとする。

13. 是正及び予防措置

- 1) 事業者は、事故、災害、疾病、及び不適合(故障、誤使用、ニアミス、規則・基準違反、苦情等)の原因を調査し、是正及び予防措置を立案、実施し、かつ実施された是正及び予防措置の有効性を確認する手順を確立し、維持する。
 - (1) 是正及び予防措置の手順は、流通段階の事故、災害を含むものとする。
 - (2) 是正及び予防措置の手順は、対策実施の責任者と期限を規定するものとする。
 - (3) 是正及び予防措置の進捗状況、及びその有効性の確認結果は事象の重大さに応じ、事業者(経営層)に報告されるものとする。

14. 情報の収集と記録の管理

- 1) 事業者は、レスポンシブル・ケアの実績の定常的 point 検・監視結果、監査結果、安全性情報(化学物質の危険・有害性情報、人に対する曝露情報、環境への排出情報等リスクアセスメントに必要な情報を含む)、リスクアセスメント結果等、レスポンシブル・ケア活動を適切に運用するために必要な情報を収集し、記録し、管理する手順を確立し、維持する。
 - (1) 記録の管理の手順は、収集した情報を定期的に最新のものに更新することを含むものとする。
 - (2) 記録の管理の手順は、教育・訓練の結果の記録を含むものとする。
 - (3) 記録の管理の手順は、事故、災害、疾病の発生状況の記録を含むものとする。
 - (4) 安全性情報の収集手段として、必要ならば試験を実施する。
 - (5) 事業場で取り扱う化学物質(既存及び新規)、廃棄物及び製品に関する安全性情報をデータベース化し、緊急時にも利用できる形とする。

15. 監査

- 1) 事業者は、レスポンシブル・ケア活動及びそのマネジメントシステムがレスポンシブル・ケアコード

の要求する取り決め事項にどの程度合致しているか、またレスポンシブル・ケア活動が、事業場の方針及び目標を達成するのに効果的であるように、適切に実施されているかを、定期的に監査する手順を確立し、維持する。

(1) 監査の手順は、監査の頻度、方法、独立性の担保、監査人の能力・資格を規定するものとする。

(2) 監査の手順は、監査結果を経営層に提供することを規定するものとする。

16. 経営層による見直し

1) 事業者(最高経営層)は、自ら定めた間隔で、監査結果、社会の関心・要望、利害関係者の期待及び継続的改善の約束に照らして、レスポンシブル・ケア活動が適切かつ妥当かどうかシステム全体の見直しを行う。また、その結果を方針、目標及びその他の要素に反映させる。

環境保全 コード

初版作成日:2002. 4. 1

改訂日 :

Ver. No :1. 0

一般社団法人 日本化学工業協会

レスポンシブル・ケア委員会

〔環境保全コード〕

1. 方針

- 1) 事業者は、環境保全に関する方針を示し、リーダーシップを発揮する。
 - (1) 方針策定に当たっては、原料等の物質、エネルギー、水に関する収支を把握し、事業活動が与える環境負荷の全体像を明らかにする。
 - (2) 環境保全に関する方針は、事業場の著しい環境側面を反映するものとする。
 - (3) 方針の策定に際しては、環境保全に関する過去の活動実績を考慮する。

2. 著しい環境側面の特定

- 1) 事業者は、事業活動に伴い排出される化学物質、廃棄物並びに、製品・サービスが、地域社会及び一般社会の健康と安全面に及ぼす著しい環境側面を特定し、特定した著しい環境側面について、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づきリスク低減対策を決定する。また、リスクアセスメントの結果は定期的に見直し、常に最新のものに更新する。
 - (1) 環境側面の特定は、研究開発、新規事業等で設備を新・増設、または改造する場合、製品、プロセスを新規開発、改良・改善を行う場合にも実施する。
 - (2) 新規事業で、新たに立地する際は、地域環境について環境影響評価を行い、結果を計画に反映させる。
 - (3) 事業場、工場の閉鎖に伴う、地域環境への影響について評価を行う。
 - (4) 著しい環境側面の特定に際し、化学物質による大気、水、土壌、地下水の汚染、廃棄物の排出、温室効果ガス排出量削減、オゾン層の破壊、省資源(水、紙、包装材料を含む)、省エネルギー、騒音、振動、悪臭を考慮する。
 - (5) リスク低減対策を決定するに際しては、利用可能な最善技術(Best Available Technology)を考慮する。
 - (6) 廃棄物低減対策として、第一に発生量の低減、第二に再使用、第三にリサイクル(エネルギーとしての利用を含む)を考える。

3. 法的及びその他の要求事項

- 1) 事業者は、環境保全に係わる全ての法的要求事項、及び基準・規程等の事業場の要求事項を特定し、また特定した結果を常に最新のものに更新する。

4. 目標

- 1) 事業者は、環境保全の方針を踏まえ、文書化された環境保全の目標を設定する。また、目標の設定に際しては、以下の点を考慮する。
 - (1) 目標は、具体的なものとし、出来る限り定量化する。
 - (2) リスクの高い環境側面を考慮する。
 - (3) 廃棄物量並びに化学物質の排出量削減目標設定に際し、最も環境リスクの高い物質を優先的に削減できるような目標設定にする。
 - (4) 法的及びその他の要求事項を考慮する。
 - (5) 環境保全に関する過去の活動状況を考慮する。
 - (6) 利害関係者及び地域社会の関心に配慮する。

5. 計画

- 1)事業者は、環境保全の目標を達成するため、具体的活動内容を規定した計画を策定する。
 - (1)計画は、継続的改善と目標達成のため、部門、階層毎の責任を明確にする。
 - (2)計画は、目標達成のための手段、日程を明確にする。
 - (3)計画は、リスクアセスメントの結果を反映したリスク管理計画、化学物質の大気、水、土壌、地下水への排出・漏洩による汚染の予防計画、廃棄物の発生量削減計画、廃棄物リサイクル化計画、温室効果ガス排出量低減計画、オゾン層の破壊防止計画、省資源(水、紙、包装材料を含む)・省エネルギー計画、騒音・振動・悪臭防止計画を含むものとする。
 - (4)化学物質の排出量削減計画及び廃棄物の発生量削減計画作成に際し、化学物質の排出量及び廃棄物排出量は、稼働率アップ、新規操業により増加することを前提とし、その変化に対しても継続的に減少できるような計画にする。
 - (5)化学物質の排出・漏洩による汚染予防計画に、汚染の予防と早期発見のための装置上あるいは操業上の管理を織り込む。
 - (6)温室効果ガス排出量低減計画作成に際し、輸送による排出も考慮する。

7. 教育・訓練

- 1)事業者は、従業員に対して事業活動が環境に及ぼす影響とリスクに関する教育・訓練を行う。また、事業場内の利害関係者(協力業者等)の上記教育・訓練を支援する。

8. コミュニケーション

- 1)事業者は、廃棄物と化学物質の排出に関する情報、低減計画の進捗状況、及び将来計画について従業員並びに地域住民と対話を行い、出来るだけ彼らの意見を聞き、彼らの懸念や関心に重点をおいた討論を行う。

10. 運用管理

- 1)事業者は、策定された計画、適切に実施、運用するため、各種基準を含む運用基準を整備し、計画を実施する。
- 2)事業者は、廃棄物の処理に際し、適正な処理が出来る業者を選定し、適正な処理に必要な情報を彼らに提供する。
- 3)事業者は、環境負荷の少ない製品、プロセスの開発・設計(環境適合設計)並びに環境リスク低減技術開発を推進する。
 - (1)排出物の無害化、除害技術、廃棄物の有効利用の技術開発を推進する。
 - (2)廃棄物及び化学物質の排出を低減させるための技術開発を推進する。
- 4)事業者は、環境負荷の少ない製品及び原材料の調達を推進する等、事業エリアの上流での環境負荷低減を推進する。
- 5)事業者は、製品の資源採取から原料調達、製造、使用、廃棄に至るライフサイクル全ての段階で発生する環境負荷を分析・評価するライフサイクルアセスメントを推進する。
- 6)事業者は、地方行政の廃棄物低減計画の確立に際して、彼らに協力をする
- 7)事業者は、研究会等に教材の提供等を行い、学校、NGO、NPO等を支援をする。
- 8)事業者は、環境監視活動等、地域の環境保全活動に積極的に参加し、社会に貢献する。

- 9)事業者は、休止または停止された設備に起因する土壌汚染、廃棄物の処理、並びに管理者不明の容器の処理に積極的に対応する。
- 10)事業者は、緑化を推進する。
- 11)事業者は、環境投資の有効性を高めるため環境会計を推進する。

12. 点検・監視

- 1)事業者は、化学物質の大気、水、土壌、地下水への排出・漏洩による汚染の予防計画、廃棄物の発生量削減計画、廃棄物リサイクル化計画、温室効果ガス排出量低減計画、オゾン層の破壊防止計画、省資源・省エネルギー計画の実績を定常的に点検・監視し、その結果を記録する。また、データを解析し、必要に応じて改善を行う。
 - (1)事業場からの大気、水、土壌への化学物質の排出量や廃棄物の発生量を測定または推定し、結果を記録する。この記録は、少なくとも年1回更新し、廃棄物低減計画及び化学物質の排出量低減計画の達成状況を把握することにより、地域住民の懸念への対応、環境・安全・健康への影響評価、及び環境保全水準の継続的改善に役立てる。
- 2)事業者は、廃棄物処理業者が、適用法規を遵守し、環境・安全・健康面に配慮した処理を行っているかどうか定期的にレビューし、必要ならば改善を促す。
- 3)事業者は、法的要求事項・事業場内要求事項の遵守状況を定常的に点検・監視し、その結果を記録する。

保安防災 コード

初版作成日:2002. 4. 1

改訂日 :

Ver. No :1. 0

一般社団法人 日本化学工業協会

レスポンシブル・ケア委員会

〔保安防災コード〕

1. 方針

- 1) 事業者は、保安防災に関する方針を示し、リーダーシップを発揮する。
 - (1) 保安防災に関する方針は、事業場の保安防災上のリスクの特性と程度を反映させる。
 - (2) 方針の策定に際しては、保安防災に関する過去の活動実績を考慮する。

2. 危険・有害要因の特定、リスクアセスメント及びリスク管理手段の決定

- 1) 事業者は、事業場内の設備・機械、プロセス、化学物質が環境・安全・健康面に及ぼす危険・有害要因を特定し、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づきリスク管理手段を決定する。また、リスクアセスメントの結果は定期的に見直し、常に最新のものに更新する。
 - (1) 研究開発、新規事業等で設備を新・増設、または改造する場合、設計から操業開始に至るまでの範囲で、それが従業員、及び地域社会に及ぼす影響を特定し、リスクアセスメントを行い、リスク管理手段には安全工学的配慮を織り込む。
 - (2) 運転条件、作業内容の変更があった場合も危険・有害要因を特定し、リスクアセスメントを実施する。
 - (3) 危険・有害要因の特定に際しては、過去に起こった火災、爆発、及び化学物質流出事故についての調査結果を参考にする。
 - (4) リスク管理手段には、一つの失敗が大災害に発展するのを防止するため、技術から設備、従業員に至るまでの幾重もの防護策を織り込む。

3. 法的及びその他の要求事項

- 1) 事業者は、保安防災に係わる全ての法的要求事項及び基準・規程等の事業場の要求事項を特定し、また特定した結果を常に最新のものに更新する。

4. 目標

- 1) 事業者は、保安防災の方針を踏まえ、文書化された保安防災の目標を設定する。また、目標の設定に際しては、以下の点を考慮する。
 - (1) 目標は、具体的なものとし、出来る限り定量化する。
 - (2) 保安防災上のリスクを考慮する。
 - (3) 法的及びその他の要求事項を考慮する。
 - (4) 保安防災に関する過去の活動状況を考慮する。
 - (5) 利害関係者及び地域社会の関心に配慮する。

5. 計画

- 1) 事業者は、保安防災の目標を達成するため、具体的活動内容を規定した計画を策定する。
 - (1) 計画は、継続的改善と目標達成のため、部門、階層毎の責任を明確にする。
 - (2) 計画は、目標達成のための手段、日程を明確にする。
 - (3) 計画は、リスクアセスメントの結果を反映したリスク管理計画、設備保守点検計画、安全装置及び保護具保守点検計画を含むものとする。

7. 教育・訓練

- 1) 事業者は、従業員がその職務を遂行する上で必要な保安防災上の技術や知識を特定し、従業員に対して保安防災上の技術や知識に関する教育・訓練を行う。また、事業場内の利害関係者(協力業者等)の上記教育・訓練を支援する。

8. コミュニケーション

- 1) 事業者は、設備及びプロセスの安全システムに関して、地域社会の意見や関心を配慮するための対話を行う。

10. 運用管理

- 1) 事業者は、策定された計画、適切に実施、運用するため、各種基準を含む運用基準を整備し、計画を実施する。
 - (1) 広く認知された規約や規格に沿ってプロセス・機械・設備・設計基準を整備する。
 - (2) 安全に工事ができるように、工事管理基準を整備する。
 - (3) 安全な操作及び保守活動ができるように、操作基準、設備・機械の保守点検基準、及び安全装置・保護具の保守点検基準を整備する。
 - (4) プロセス変更基準、操作変更基準を整備し、安全性の維持または強化のためにプロセス又は操作を変更する場合は、当初の設計思想を充分考慮した上で、変更を行い結果を文書化し、管理する。
 - (5) 設備・機械等の購入に際し、安全に関する基準を設け、この基準に従って購入する。

11. 緊急事態への対応

- 1) 事業者は、事故、災害等の緊急事態が発生する可能性とそれが発生した場合の従業員や地域住民、環境に及ぼす影響について事前に評価し、その結果に基づき、事故、災害等の緊急事態に対応する。
 - (1) 定期的に緊急時対応訓練を実施し、その結果を記録する。
 - (2) 自然災害、用役系の供給異常、その他外部要因に由来する緊急事態においても、対応手順を確立し、人、プロセス、設備、及び環境を保護する。
 - (3) 緊急事態の発生後、及び緊急時対応訓練後、対応の手順の見直しを行う。
 - (4) 行政及び地域への連絡、広報を含む緊急時連絡網を確立する。
 - (5) 地域の緊急時対応組織と適切な情報交換を行い、緊急時対応計画に地域との連携を組み入れる等、事業場の緊急時対応計画と地域の緊急時対応計画の整合性をとる。
 - (6) 地域防災に関係する行政及び民間の防災担当者に対して、定期的な事業場見学会を開催する。
 - (7) 地域総合防災訓練へ参加する。

12. 点検・監視

- 1) 事業者は、設備、プロセス上の危険性や、ヒューマンエラーに起因する危険性を低減するための保安防災計画の実績を定常的に点検・監視し、結果を記録する。またデータを解析し必要に応じて改善を行う。
- 2) 事業者は、保安防災のための投資額を把握し、結果を記録する。

3)事業者は、法的要求事項・事業場内要求事項の遵守状況を定常的に点検・監視し、その結果を記録する。

労働安全衛生 コード

初版作成日:2002. 4. 1

改訂日 :

Ver. No :1. 0

一般社団法人 日本化学工業協会

レスポンシブル・ケア委員会

〔労働安全衛生コード〕

1. 方針

1) 事業者は、労働安全衛生に関する方針を示し、リーダーシップを発揮する。

(1) 労働安全衛生に関する方針は、事業場の労働安全衛生上のリスクの特性と程度を反映させる。

(2) 労働安全衛生に関する方針には、従業員の協力のもとに労働安全衛生活動を行うことを明記する。

(3) 方針の策定に際しては、労働安全衛生に関する過去の活動実績を考慮する。

2. 危険・有害要因の特定、リスクアセスメント及びリスク管理手段の決定

1) 事業者は、事業場内の設備・機械、プロセス、化学物質、作業、工事が従業員及び事業場内のその他の利害関係者に及ぼす危険・有害要因を特定し、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づきリスク管理手段を決定する。また、リスクアセスメントの結果は定期的に見直し、常に最新のものに更新する。

(1) 危険・有害要因の特定に際して、作業として、定常作業だけでなく、非定常作業も考慮する。

3. 法的及びその他の要求事項

1) 事業者は、労働安全衛生に係わる全ての法的要求事項及び基準・規程等の事業場の要求事項を特定し、また特定した結果を常に最新のものに更新する。

4. 目標

1) 事業者は、労働安全衛生の方針を踏まえ、文書化された労働安全衛生目標を設定する。また、目標の設定に際しては、以下の点を考慮する。

(1) 目標は、具体的なものとし、出来る限り定量化する。

(2) 労働安全衛生上のリスクを考慮する。

(3) 法的及びその他の要求事項を考慮する。

(4) 労働安全衛生に関する過去の活動状況を考慮する。

(5) 利害関係者の関心に配慮する。

5. 計画

1) 事業者は、労働安全衛生の目標を達成するため、具体的活動内容を規定した計画を策定する。

(1) 計画は、継続的改善と目標達成のため、部門、階層毎の責任を明確にする。

(2) 計画は、目標達成のための手段、日程を明確にする。

(3) 計画は、リスクアセスメントの結果を反映したリスク管理計画、設備の保守点検計画、安全装置及び保護具の保守点検計画、健康増進計画、作業環境改善計画、及び日常的な安全衛生活動を含むものとする。

7. 教育・訓練

1) 事業者は、従業員が、その職務を遂行する上で必要な労働安全衛生に関する知識、技術を特定し、従業員に対して労働安全衛生上の技術や知識に関する教育・訓練を行う。また、事業場内の利害

関係者(協力業者等)の上記教育・訓練を支援する。

8. コミュニケーション

- 1) 事業者は、従業員との労働安全衛生に関するコミュニケーションの手段として安全衛生委員会等を活用する。また、事業場内の利害関係者に対しては協議会等を活用する。

10. 運用管理

- 1) 事業者は、策定された計画、適切に実施、運用するため、各種基準を含む運用基準を整備し、計画を実施する。
 - (1) 広く認知された規約や規格に沿ってプロセス・機械・設備・設計基準を整備する。
 - (2) 安全に工事ができるように、工事管理基準を整備する。
 - (3) 安全な操作及び保守活動ができるように、操作基準、設備・機械の保守点検基準、及び安全装置・保護具の保守点検基準を整備する。
 - (4) プロセス変更基準、操作変更基準を整備し、安全性の維持または強化のためにプロセス又は操作を変更する場合は、当初の設計思想を充分考慮した上で、変更を行い、結果を文書化し、管理する。
 - (5) 設備・機械等の購入に際し、安全に関する基準を設け、この基準に従って購入する。
- 2) 事業者は、特定された作業に従事する従業員に対して、医学上の適応度を配慮する。

12. 点検・監視

- 1) 事業者は、労働安全衛生計画の実績を定常的に点検・監視し、結果を記録する。またデータを解析し必要に応じて改善を行う。
- 2) 事業者は、労働災害防止のための投資額を把握し、結果を記録する。
- 3) 事業者は、法的要求事項・事業場内要求事項の遵守状況を定常的に点検・監視し、その結果を記録する。

物流安全 コード

初版作成日:2002. 4. 1

改訂日 :

Ver. No :1. 0

一般社団法人 日本化学工業協会

レスポンシブル・ケア委員会

〔物流安全コード〕

1. 方針

- 1) 事業者は、物流安全に関する方針を示し、リーダーシップを発揮する。
 - (1) 物流安全に関する方針は、事業場及び事業場外の物流安全上のリスクの特性と程度を反映させる。
 - (2) 方針の策定に際しては、物流安全に関する過去の活動実績を考慮する。

2. 危険・有害要因の特定、リスクアセスメント及びリスク管理手段の決定

- 1) 事業者は化学物質の輸送、流通段階におけるリスクアセスメントを実施し、その結果に基づきリスク管理手段を決定する。また、リスクアセスメントの結果は定期的に見直し、常に最新のものに更新する。
 - (1) リスクアセスメントに際し、化学物質の危険・有害性、輸送途上における事故の可能性、物質の漏洩の可能性を考慮する。

3. 法的及びその他の要求事項

- 1) 事業者は、物流安全に係わる全ての法的要求事項及び基準・規程等の事業場の要求事項を特定し、また特定した結果を常に最新のものに更新する。

4. 目標

- 1) 事業者は、物流安全の方針を踏まえ、文書化された物流安全目標を設定する。また、目標の設定に際しては、以下の点を考慮する。
 - (1) 目標は、具体的なものとし、出来れば定量化する。
 - (2) 物流安全上のリスクを考慮する。
 - (3) 法的及びその他の要求事項を考慮する。
 - (4) 物流安全に関する過去の活動状況を考慮する。
 - (5) 従業員、物流業者、及び地域社会の関心に配慮する。

5. 計画

- 1) 事業者は、物流安全の目標を達成するため、具体的活動内容を規定した計画を策定する。
 - (1) 計画は、継続的改善と目標達成のため、部門、階層毎の責任を明確にする。
 - (2) 計画は、目標達成のための手段、日程を明確にする。
 - (3) 計画は、リスクアセスメントの結果を反映したリスク管理計画を含むものとする。

7. 教育・訓練

- 1) 事業者は、物流業務に係る従業員に対して、物流上の適用法規、事業場規則、物流安全及び化学品・製品安全に関する教育・訓練を行う。また、輸送業者、集配業者、及び事業場内の協力業者の上記教育・訓練を支援する。

8. コミュニケーション

- 1) 事業者は、輸送業者、集配業者、及び事業場内の協力業者に対して、製品の取扱い、使用、リサイ

クル、廃棄並びに適用法規に関する情報を提供するとともに、更に下流のユーザーへの情報提供を促す。

10. 運用管理

- 1) 事業者は、策定された計画、適切に実施、運用するため、各種基準を含む運用基準を整備し、計画を実施する。
 - (1) 事業場内の協力業者、事業場に入出入りする輸送業者、移送中の化学品を貯蔵したり、取り扱ったりする集配業者を対象とした選定基準を制定し、定期的に評価を行う。なお、選定基準として、適用法規の遵守状況、輸送安全への取組み状況を考慮する。
 - (2) 出入荷される化学品に適合する容器を選定する基準を整備する。
 - (3) 容器及び表示の適切性を確認する基準を整備する。
 - (4) イエローカードの携帯を確認する基準を整備する。
 - (5) 原料の受け入れから製品の納入に至までの化学品の荷役、貯蔵設備への移送・引渡し・保管に関する基準を輸送業者、集配業者、顧客と協議し整備する。
 - (6) タンク車、タンクローリー、輸送船舶、及び返送可能な搬送容器の洗浄基準、並びに洗浄廃液の廃棄基準を整備する。
 - (7) 化学品の荷役、貯蔵設備への移送・引渡し・保管に関する基準を輸送業者、集配業者、顧客に周知する。
- 2) 事業者は、交錯輸送・少量輸送の削減、環境負荷のより少ない輸送システムの導入等により物流による環境負荷の低減を図る。

11. 緊急事態への対応

- 1) 事業者は物流事故等の緊急事態に対処するとともに緊急時、輸送業者、集配業者に対し必要な支援を行う。
 - (1) 物流事故は、輸送中だけでなく、集配業者での荷役・保管も含むものとする。
 - (2) 輸送時、及び集配業者での荷役・保管時の事故に対する、責任と役割を明確にする。
 - (3) 定期的に緊急事態対応訓練を実施し、その結果を記録する。
 - (4) 緊急時の対応責任者が利用できるように化学物質に関する情報を文書化、整備する。
 - (5) 緊急時の対応責任者に、施設または資材を提供できるようにする。
 - (6) 物流事故に対する地域社会の準備体制を支援するため、国及び地方公共団体の緊急時対応組織と情報交換、対話の機会を設ける。
 - (7) 一般市民の物流に関する懸念に対応するため、業界及び事業者が採用している緊急時対応策とその有効性について、市民と対話する機会を設ける。

12. 点検・監視

- 1) 事業者は、物流事故低減計画の実績を定常的に点検・監視し、結果を記録する。またデータを解析し必要に応じて改善を行う。
- 2) 事業者は、物流業務に係わる従業員、事業場内の協力業者、事業場に入出入りする輸送業者、移送中の化学品を貯蔵したり、取り扱ったりする集配業者、並びに集配業者が管理する施設を対象に、適用法規、事業場規則等の遵守状況、及び彼らの安全行動状況を定期的に点検し、結果をフィードバックし、必要ならば改善を促す。また、下流のユーザーへ製品の取扱い、使用、リサイクル、

廃棄に関する情報提供を行っているかどうかを定期的に点検し、結果をフィードバックし、必要ならば改善を促す。

3)事業者は、法的要求事項・事業場内要求事項の遵守状況を定常的に点検・監視し、その結果を記録する。

化学品・製品安全 コード

初版作成日:2002. 4. 1

改訂日 :

Ver. No :1. 0

一般社団法人 日本化学工業協会

レスポンシブル・ケア委員会

〔化学品・製品安全コード〕

1. 方針

- 1) 事業者は、化学品・製品安全に関する方針を示し、リーダーシップを発揮する。
 - (1) 化学品・製品安全に関する方針は、事業活動における化学品・製品安全上のリスクの特性と程度を反映させる。
 - (2) 方針の策定に際しては、化学品・製品安全に関する過去の活動実績を考慮する。

2. 危険・有害要因の特定、リスクアセスメント及びリスク管理手段の決定

- 1) 事業者は、事業場で取り扱う化学物質及び製品が環境・安全・健康面に及ぼす危険・有害要因を特定し、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づきリスク管理手段を決定する。また、リスクアセスメントの結果は定期的に見直し、常に最新のものに更新する。
 - (1) 研究開発、新規事業等で、製品、プロセスを新規開発、改良・改善を行う場合も環境・安全・健康面に及ぼす影響を特定し、リスクアセスメントを行う。
 - (2) リスクアセスメントは、製品の使用、最終消費、廃棄に至るまでを考慮する。

3. 法的及びその他の要求事項

- 1) 事業者は、化学品・製品安全に係わる全ての法的要求事項及び基準・規程等の事業場の要求事項を特定し、また特定した結果を常に最新のものに更新する。

4. 目標

- 1) 事業者は、化学品・製品安全の方針を踏まえ、文書化された化学品・製品安全目標を設定する。また、目標の設定に際しては、以下の点を考慮する。
 - (1) 目標は、具体的なものとし、出来る限り定量化する。
 - (2) 化学品・製品安全上のリスクを考慮する。
 - (3) 法的及びその他の要求事項を考慮する。
 - (4) 化学品・製品安全に関する過去の活動状況を考慮する。
 - (5) 利害関係者、地域社会、及び一般社会の関心に配慮する。

5. 計画

- 1) 事業者は、化学品・製品安全の目標を達成するため、具体的活動内容を規定した計画を策定する。
 - (1) 計画は、継続的改善と目標達成のため、部門、階層毎の責任を明確にする。
 - (2) 計画は、目標達成のための手段、日程を明確にする。
 - (3) 計画は、リスクアセスメントの結果を反映したリスク管理計画を含むものとする。

7. 教育・訓練

- 1) 事業者は、従業員に対してMSDS等、化学物質に関する安全情報を提供し、化学物質の適切な取り扱い、使用、リサイクル、廃棄、並びに用途に関する教育・訓練を行う。
- 2) 事業者は、営業担当者に対して、顧客への化学物質に関する安全情報提供と顧客からの情報収集を推進するための教育・訓練を行う。

- 3)事業者は、協力業者(下請け、及び委託製造業者等)に対して、MSDS以外にも製品及びプロセスのリスクについての適切な情報や指針を提供し、製品の適切な取扱い、使用、廃棄が可能となるよう教育・訓練を支援する。

8. コミュニケーション

- 1)事業者は、供給業者から化学物質等の譲渡を受けるか、購入する場合には、供給製品に関する環境・安全・健康面での情報や取扱い指針等、自社製品のMSDSの作成並びにリスクアセスメントに必要な情報の提供を要請する。
- 2)事業者は、入手した情報をもとに、MSDSを作成し、これを従業員及び事業場内の協力業者に周知するとともに、顧客(配合業者、詰め替え業者等を含む)に交付する。
- 3)事業者は、顧客(配合業者、詰め替え業者等を含む)に、最新版のMSDSを交付するだけでなく、製品に関するリスクに応じて、取扱い、使用、リサイクル、廃棄に関する適切な情報を積極的に提供し、更に下流のユーザーへの情報提供に協力する等の支援を行う。
- 4)事業者は、顧客(配合業者、詰め替え業者等を含む)に情報を提供するだけでなく、彼らから製品の使用状況、製品の処分、新しい用途や誤使用、もしくは問題点の発生等の情報を収集し、記録する。
- 5)事業者は、化学品の輸出に際し、UNEP倫理規範、貿易管理令(PIC)等の国際的規約・規範、手続き、及び輸出相手国の分類、表示を含めた法規制を考慮するとともに、相手国へ化学物質に関係した安全性情報を提供する。

10. 運用管理

- 1)事業者は、策定された計画、適切に実施、運用するため、各種基準を含む運用基準を整備し、計画を実施する。
 - (1)協力業者(下請け、及び委託製造業者等)に対して選定基準を制定し、評価を定期的に行う。なお、選定基準として、環境・安全・健康面にいかに配慮しているか、適法な廃棄物管理を実施しているかを考慮する。
 - (2)環境・安全・健康に配慮した製品の設計基準並びに品質管理基準を整備する。
- 2)事業者は、自社の海外進出又は技術輸出に際して、環境・安全・健康に関するリスク低減技術の海外移転を推進する。また、技術移転に際しては、化学物質の安全性情報についても積極的に提供する。
- 3)事業者は、国際協力で進めている化学物質に関する毒性研究並びに情報収集に積極的に協力する。

12. 点検・監視

- 1)事業者は、化学品・製品安全計画の実績を定常的に点検・監視し、結果を記録する。またデータを解析し必要に応じて改善を行う。
- 2)事業者は、協力業者(下請け、及び委託製造業者等)が、環境・安全・健康面にいかに配慮しているか、また適法な廃棄物管理を実施しているかを定期的に点検し、結果をフィードバックし、必要ならば改善を促す。
- 3)事業者は、法的要求事項・事業場内要求事項の遵守状況を定常的に点検・監視し、その結果を記録する。

社会との対話 コード

初版作成日:2002. 4. 1

改訂日 :

Ver. No :1. 0

一般社団法人 日本化学工業協会
レスポンシブル・ケア委員会

〔社会との対話コード〕

1. 方針

- 1) 事業者は、社会との対話に関する方針を示し、リーダーシップを発揮する。
 - (1) 社会との対話の方針は、事業の規模、性格を反映させる。
 - (2) 方針の策定に際しては、社会との対話に関する過去の活動実績を考慮する。

4. 目標

- 1) 事業者は、社会との対話の方針を踏まえ、文書化された社会との対話の目標を設定する。また、目標の設定に際しては、以下の点を考慮する。
 - (1) 目標は、具体的なものとし、出来る限り定量化する。
 - (2) 社会との対話に関する過去の活動状況を考慮する。
 - (3) 地域社会及び一般社会の関心に配慮する。

5. 計画

- 1) 事業者は、社会との対話の目標を達成するため、具体的活動内容を規定した計画を策定する。
 - (1) 計画は、継続的改善と目標達成のため、担当部門の責任を明確にする。
 - (2) 計画は、目標達成のための手段、日程を明確にする。

7. 教育・訓練

- 1) 事業者は、市民、メディアの窓口となる広報担当者に対して公表・対話に関する教育・訓練を行う。
- 2) 事業者は、従業員に対して地域活動に参加するのに必要な教育・訓練を行う。
- 3) 事業者は、緊急時の対応責任者に対して訓練を行う。
- 4) 事業者は、事業活動が環境・安全・健康面に及ぼす影響やリスクに関して行政、メディア、学校及び一般市民が行う教育を支援する。

8. コミュニケーション

- 1) 事業者は、製品及び事業活動が環境・安全・健康面に及ぼす影響やリスクについて地域住民、行政、メディア、学校、NGO、NPO及び一般社会に情報を伝達し、かつ彼らの意見を聴取する。
 - (1) 過去に起こった火災、爆発、化学物質流出事故、及び輸送中の事故から学んだ安全知識や教訓を他の事業場、産業界、行政当局及び地域社会と共有化する。
 - (2) 地域住民及び消費者からの苦情(クレーム)に対応し、対応結果を記録する。
 - (3) 工場見学、地域交流会等、化学物質の環境・安全・健康に関する懸念について地域住民と対話する機会を設ける。
 - (4) 広告、マーケティング、ホームページ、ラベル表示等を通じて、消費者に製品及び事業活動の正確な情報を提供する。
 - (5) レスポンシブル・ケアの実施状況及びその成果を社会へ公表し、対話を図る。
 - (6) 社会の関心が高い事項について社会に情報を提供し、対話を図る。
 - (7) レスポンシブル・ケア活動に関する情報を業界団体、協会等に提出し、彼らのレスポンシブル・ケア活動を支援する。

12. 点検・監視

- 1) 事業者は、地域社会及び一般社会とのコミュニケーション活動の実績評価を行い、その結果を記録する。